

所管部課名	学校教育課	担当者	水流 昌一					
事業費名称	教育育成費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和3年度 予算額	3,431千円	国県支出金 千円	一般財源 3,431千円	その他 千円	その他の内容			
令和2年度 予算額	3,472千円	国県支出金 千円	一般財源 3,431千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	甌アイランドウォッチング事業への参加児童数		全4年（一部3年生）児童参加	令和8年度				
成果指標②	甌アイランドウォッチング事業に参加した児童へのアンケート調査結果 「また行きたい」		100%	令和8年度				
補助対象者	本土区域の4年生（一部3年生）の保護者							
補助対象経費	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甌島への渡航代金							
補助対象事業・活動の内容	甌アイランドウォッチング事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甌島への渡航代金から児童一人当たり1,700円を減じた額とし、予算で定める範囲内							
上記項目の積算方法	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甌島への渡航代金から児童一人当たり1,700円を減じた額							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	1,695,310	37.2%	1,802,717	36.9%	0	
		会費収入	1,695,310	37.2%	1,802,717	36.9%		
		事業収入		0.0%		0.0%		
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		
		市補助金	2,865,430	62.8%	3,079,215	63.1%		
				0.0%		0.0%		
		（前年度繰越金）	0	0.0%		0.0%		
	計	4,560,740	100.0%	4,881,932	100.0%	0		
	支出	事業費	4,560,740	100.0%	4,881,932	100.0%		
		人件費		0.0%		0.0%		
		その他事務費		0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
			0.0%		0.0%			
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%			
計	4,560,740	100.0%	4,881,932	100.0%	0			
支出計/前年度支出計			107.0%		0.0%			
自己資金/前年度自己資金			106.3%		0.0%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%					
交付件数	16		17		コロナにより中止			
成果指標の推移①	782		795					
成果指標の推移②	99.1%		98.6%					
特記すべき事項等	<p>【前回評価】 現状のまま継続</p> <p>【前回評価への回答】 令和3年度から甌大橋開通に伴い体験地域を拡充</p> <p>【事業のPR方法】 小学校4年生を対象に学校に毎年通知し学校年間行事に予定されている。</p> <p>【費用対効果】 この事業を行う事で、児童が一度は甌島をおとづれ薩摩川内市の魅力を幅広く実感できる。</p> <p>【補助事業以外の事業】 特になし</p> <p>【その他】 この事業のコーディネートを観光物産協会が行ってくれるようになった事で、学校の負担が減り事業内容も充実している。</p>							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市小学生のふるさと薩摩川内市に対する理解と全体像の体感をねらいとしているものであり、甌島を含めた薩摩川内市の一体感の醸成に寄与しているものと考ええる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	社会科における薩摩川内市を理解する体験的な活動であり、必要性は高い。 保護者の負担軽減を図り、すべての児童に甌島を訪問させることは、児童（市民）に甌島の価値ある自然や伝統文化に対する理解を深め、本市の一体感に大きく役立っていると考ええる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	訪れたほぼすべての児童が「また訪れたい」と回答しており、今後の甌島の振興にも大きく寄与するものと考ええる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業が学校単位で行われており、訪れる島（上島・下島）や活動計画も学校ごとに異なるため、各学校にある団体に補助した方が妥当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	薩摩川内市民としての一体感を醸成するという目標に照らして、当該補助金の交付が最も妥当な政策手段であると考ええる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領により経費が明確に規定されており、目的に照らして公費を充てることは妥当である。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ ふるさと薩摩川内を知り、体験する有意義な活動である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

甌アイランドウォッチング事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる甌アイランドウォッチング事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌アイランドウォッチング事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付を申請した、川内地域、樋脇地域、入来地域、東郷地域及び祁答院地域（以下「本土区域」という。）の小学校 **（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）** が単独又は合同で計画する、一日遠足等の機会を活用して甌島区域を訪問し、学術的にも価値のある豊かで美しい自然や、伝統文化にふれる活動等を行うことにより、ふるさと薩摩川内を深く理解する学習の充実と、児童の健全な育成を図るものであること。
- (2) 本土区域の小学校の甌島区域への一日遠足等による訪問計画（以下「甌アイランドウォッチング事業」という。）の達成に資することが明白であること。
- (3) 甌アイランドウォッチング事業の対象が、小学校第4学年の児童であること。ただし、複式学級の場合には、第3学年の児童についても対象とする。

(補助金の額)

第3条 甌アイランドウォッチング事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額から、保護者負担額（児童1人当たり1,700円）を差し引いた額とする。

(補助対象経費)

第4条 甌アイランドウォッチング事業補助金は、次の各号に掲げる項目であって、甌アイランドウォッチング事業の実施に要する経費について交付する。

- (1) 各小学校と串木野新港又は川内港間の往復に要する経費（バス借上料）
- (2) 串木野新港又は川内港と甌島区域の港間の往復の交通費（船舶運賃）

(3) 甌島区域内における移動のための経費（バス借上料）

2 甌アイランドウォッチング事業を宿泊が伴う計画とした場合には、宿泊により生じる一切の経費については補助の対象としない。ただし、日帰りで計画していた事業が、天候の急変又は船舶の予測し得ない故障等により、やむを得ず宿泊を伴うことになったと教育委員会が認める場合には、参加した児童に係る宿泊経費相当額を補助対象経費とすることができるものとする。

（交付の申請）

第5条 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年12月28日とする。

（交付の基準）

第6条 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に甌アイランドウォッチング事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 甌アイランドウォッチング事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 甌アイランドウォッチング事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 甌アイランドウォッチング事業への参加児童数

(2) 甌アイランドウォッチング事業に参加した児童へのアンケート調査結果

（補助事業者等の責務）

第9条 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。